

トラック運送業の働き方改革に向けた 厚生労働省の取組について

厚生労働省
大阪労働局労働基準部監督課

1. 2018年度予算事業 トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業 P. 2

2. 2018年度予算事業 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 P. 6

3. 2019年度予算について P. 8

4. 中小企業の労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会・中小企業庁への通報制度の強化 P. 9

1. 2018年度予算事業 トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

- ガイドラインに加え、荷主や運送事業者が用途に応じて活用できるコンテンツを作成し、厚労省HPに公開。

作成コンテンツ

■ 荷主や運送事業者に向けた周知用パンフレット等

- ・ 荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間削減に向けた改善ハンドブック・【荷主のための物流改善パンフレット】運送事業者の事業環境改善に向けて

■ 好事例紹介動画

- ・ 山梨県における事例(一貫パレチゼーション、バース予約システム) ※現在編集中

- 都道府県労働局や労働基準監督署において働き方改革関連法に関する事業主向け説明会を行う際は、ガイドラインや今回作成したパンフレット等を活用し、荷主として留意すべき事項についても周知する。

■ 荷主と運送業者のためのトラック運転者の労働時間削減に向けた改善ハンドブック

荷主と運送事業者がトラック運転者の労働時間削減に取り組む際の“手掛かり”を整理したハンドブック。チェックシートに答えることによって、取り組むべき課題を明らかにする。



Chapter
03

問題を洗い出してみよう

① 労働時間削減に向けて、まずは自己診断してみよう

トラック運転者の労働時間削減に向けて、まずは、現状のトラック運転者の「分類」ごとの労働時間の現状値を把握することが大切です。

特に、「改善基準告示」の違反が明らかになった場合は、早急に対応しなければなりません。
※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（第三号）参照

では現状値を把握したあとは、どのような対応をすればよいのでしょうか？

それは、長時間労働を招いている問題点を洗い出し、その問題点の解決に結びつく施策を検討することです。

そこで本章では、問題点を簡単に診断できる「Yes No チェックシート」を紹介します。
ぜひ、活用してみてください。

STEP 01 労働時間の現状値の把握

分類ごとの平均現状値

拘束時間/日の推移

STEP 02 「Yes Noチェックシート」で診断！

問題点を洗い出して施策を知ろう！

03

問題を洗い出してみよう

Yes Noチェックシート 3

待ち時間

【その1】荷主の事情に関わる問題です。チェックしてください。

情報に基ける質問です。

問 題	Yes/No チェック
① 荷主から運送事業者へ、日々の搬込み時刻が事前に確認されていない状況ですか？	Yes / No
② 運送事業者の搬込み時間や荷役時間等が、事前に設定されていない状況ですか？	Yes / No
③ 荷主（あるいは運送事業者）から荷主に際して事前に、待ち時間等の情報を提供する仕組みが構築されている状況ですか？	Yes / No
④ 荷主から運送事業者向けの応答性情報は、自動的に運送事業者に通知する方式ではなく、1回一泊して運送事業者に連絡する方式になっていますか？	Yes / No
⑤ 荷主に對ける日々の在庫や発注の通知（遅延等）に関する情報も、再販主・運送事業者間で、共有/連絡する仕組みが構築されている状況ですか？	Yes / No
⑥ 運送事業者が、発注主への搬送時間を事前に予約できる仕組みが導入されていない状況ですか？	Yes / No

情報収集に関わる質問です。

問 題	Yes/No チェック
⑦ 荷主からの応答情報は、荷主側の対応能力を考慮していない状況ですか？	Yes / No
⑧ 荷主からの応答は、荷主側の対応内容を原則としており、発注主の状況（在庫・発注・パス・遅延等）が考慮されていない状況ですか？	Yes / No

荷主の現場ルール（荷主スケジュールやパス適用、等）に関わる質問です。

問 題	Yes/No チェック
⑨ 荷主のピックアップや主発注の遅れが、発生していますか？	Yes / No
⑩ トラック乗降者が到着したタイミングに、発注主のパスが適用になっていることがありますか？	Yes / No
⑪ 搬込みと荷役の始発時刻は、発注主の搬送時間と重複していますか？	Yes / No
⑫ 搬付までに、待ち時間が発生していますか？	Yes / No

【その2】荷主の事情以外に関わる問題です。チェックしてください。

運送事業者の現場に関わる問題です。

問 題	Yes/No チェック
⑬ 運転状況等により、日々の運行に、遅れや遅延が発生します。日々の運行状況を踏まえ、事前に配車見直しを実施していない状況ですか？ ※再販主の意向を考慮	Yes / No

運送事業者の現場管理に関わる問題です。

問 題	Yes/No チェック
⑭ トラック運転者独自の判断で、必要以上に余裕を持った運行をしていませんか？	Yes / No

■【荷主のための物流改善パンフレット】運送事業者の事業環境改善に向けて

トラック運送事業者の事業環境の改善に向けて、パートナーである荷主に、理解し実行していただきたいことをまとめたパンフレット。



1

「荷主にしかできない取り組み」とは？

トラック運送者は、発荷主と着荷主のさまざまな依頼や要望に基づいて、輸送をしています。

そのため、トラック運転者の労働時間削減に当たって、荷主にしかできない取り組みがあります。

Point
1

運送事業者への運送委託を見直す —サービスレベルの見直し—

発荷主から運送事業者への運送委託の内容が、トラック運転者の長時間労働の原因となっている場合があります。
運送委託の見直しは、荷主にしかできない取り組みです。

Point
2

着荷主に働きかけ、協力を求める

着荷主へのさまざまな納入要件が、トラック運転者の長時間労働の原因となっている場合があります。納入要件見直しに向けた着荷主への働きかけは、荷主にしかできない取り組みです。

Point
3

荷搬え等、倉庫の仕組みを見直す

倉庫での荷役作業や付帯作業が、トラック運転者の長時間労働の原因になっている場合があります。待ち時間があれば、なおさらです。
これらの作業時間の削減は、荷主にしかできない取り組みです。

次のページ以降で、ひとつひとつ、紐解いていきましょう！



3章

荷主としての社会的責任に関わる取り組み

社会的責任とは、企業が社会に対する責任を果たし、社会とともに発展していくための活動です。
※CSR (Corporate Social Responsibility) の略称とも言われています。
※社会には、ステークホルダーである取引先(顧客や外注先)も含まれます。

では荷主としての社会的責任には何があるのでしょうか？

1

トラック運送事業者に対し、労働時間等のルールが 守れなくなるような運送指示はしない

荷主警告制度

(※貨物自動車運送事業法第64条)

運送事業者の違反行為の再発防止を図るための制度。
違反行為の原因に荷主の主体的な関与が認められた場合、国土交通省が当該荷主に対して是正措置を警告し、かつ当該荷主の名称が公表されます。

2

エネルギー使用の合理化(CO₂削減等)に向けた取り組み

※省エネ法上の荷主とは、自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させるものとされています。

※すべての荷主は、自らの貨物の輸送に係るエネルギー使用の合理化を図るため、エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減する努力が求められます。

エネルギー消費原単位の低減に繋がる「モーダルシフト」は、
トラック運転者の労働時間削減にも繋がります

次のページ以降で、ひとつひとつ、紐解いていきましょう！

■ 好事例紹介動画の作成

平成28年度の山梨県のパイロット事業における取組について紹介。 ※現在、編集作業中



（参考：動画完成イメージ）和歌山県での取組事例の動画 ※地元TV局にて制作。厚労省HPにて公開中。

▶ 好事例紹介動画（和歌山県での取組事例）

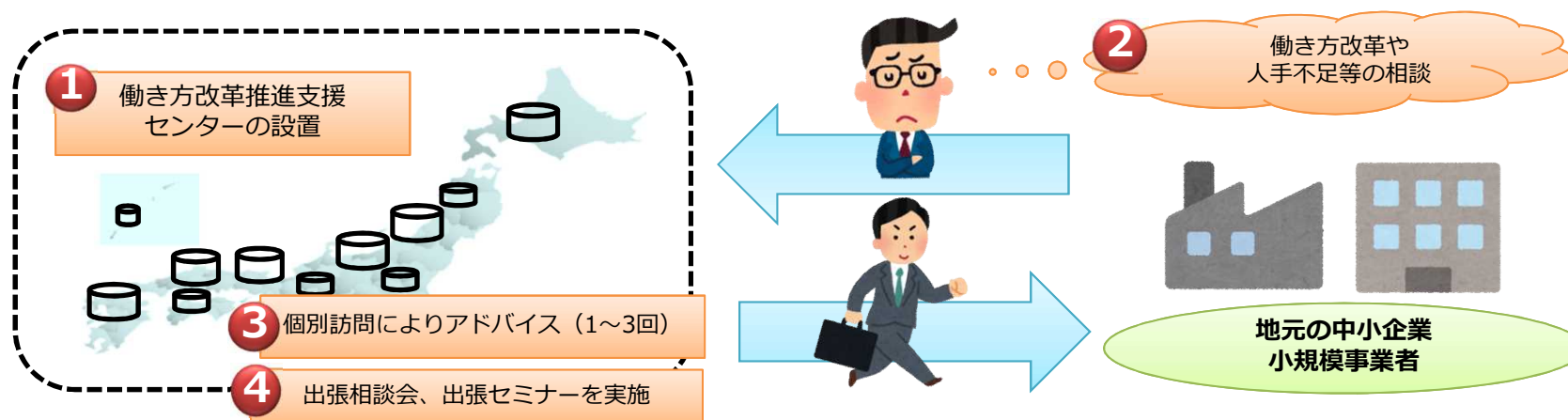


トラックドライバーの労働時間短縮に向けて、荷主とトラック運送事業者が協力して取り組んだ事例を紹介しています。

本動画では、平成29年度に和歌山県で実施された事例を2つ取り上げており、1つ目はモーダルシフトによる拘束時間の短縮、2つ目は荷卸しの事前予約制による待機時間の短縮の事例で、いずれも成果を上げています。

■大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター (厚生労働省都道府県労働局委託事業)

中小企業・小規模事業者等の働き方改革を進めるため、全国47の「働き方改革推進支援センター」を設置。労務管理の専門家が、電話・メール相談等に応じるほか、個別に事業所を訪問し、助成金の活用など、課題解決のための改善提案を行う。また、出張相談会やセミナーを実施する。



助成金活用など支援

非正規の方の待遇改善

労働時間の見直し

生産性の向上

人材の確保・育成

近畿各府県センター

福井 0120-14-4864
滋賀 0120-376-020
京都 0120-420-825

兵庫 078-806-8425
奈良 0120-414-811
和歌山 0120-731-715

大阪センター

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

大阪市北区茶屋町1-27 ABC-MARTビル5F

TEL : 0120-791-149

E-mail : osaka-hatarakikata@lec-jp.com

相談
無料

堺出張所

堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル6階

TEL : 0120-601-144

E-mail : osaka-hatarakikata04@lec-jp.com

働き方改革推進支援センターによるサポート事例（他機関との連携事例）

事例

○従業員 7名
○業 種 サービス業

【支援前の状況】

- ・ 賃金制度の諸手当の支給基準や、労働時間の管理など労働条件全般で曖昧な部分があり、支援をしてほしい。
- ・ 新規顧客の確保ができない

【専門家（社会保険労務士）の助言内容】

①就業規則の作成の意義を説明

就業規則には、労働時間、賃金の取決めだけでなく、人事・服務規律等も定めることから、労使のトラブル防止につながるものであることを助言。

②話し合いの機会の整備

労働時間管理上の問題点やその解消に向けて、労使の話し合いの機会を設けることを提案。

③よろず支援拠点との連携

よろず支援拠点のコーディネーターと連携を図り、事業場に同行して販路拡大に関する支援を実施。

【支援後の効果】

- ・ 助言内容を踏まえて、**就業規則を作成中**。
- ・ よろず支援拠点の助言を受けながら、販路拡大に向けた取組（売上拡大、経営改善）を継続的に実施することにした。

事例

○従業員 20名
○業 種 運輸業

【支援前の状況】

長距離運行に従事する担当ドライバーが固定しており、月80時間程度の時間外労働が発生。

【専門家（社会保険労務士）の助言内容】

①専属化の解消に向けた提案

ドライバーのマルチタスク化や、長距離運行の合間に日帰り運行を設定する等の勤務シフトの工夫を助言。

②労働者に対する研修の実施

労働時間を確認したところ、不正確な運転日報となっている場合があったことから、デジタルタコメーターを導入することとし操作方法等について、労働者に対する研修を提案。

③産保センターの利用勧奨

健康診断の有所見者に対する必要な措置の実施に向けて、地域産業保健センター（産業医を配置）の利用を勧奨した。

【支援後の効果】

- ・ 複数のドライバーで長距離運行が実施できるよう、**労働者への意向確認や人員の再配置に向けた取組**を実施中。
- ・ 機器の操作方法や労働時間制度に関する研修会を実施し、**労働時間の適正な管理について労使双方で理解を深めた**。
- ・ 産保センターを利用して、健康診断結果有所見者に対する医師の面接指導等の対応を実施することができた。

3. 2019年度予算について

トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策

予算額(予定)6,441万円

■ 荷主と運送業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの周知

荷主・トラック運送事業者に向けたセミナーを全国で50回（各都道府県1回以上）実施。

■ トラック運転者労働時間削減に向けたポータルサイトの開設

ガイドラインや周知用コンテンツ等をまとめたポータルサイトを開設。改善ハンドブックをWeb上の自己診断ツールとするなど、コンテンツを順次拡充。

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

予算額(予定)76億円

■ 働き方改革推進支援センター

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し前向きに取り組むことが重要であるため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金の実現、③生産性向上による賃金引上げ、④人手不足の緩和などの労務管理に関する課題に対応するため、就業規則や賃金制度等の見直し方などについて、

○ 窓口相談や企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施

○ 労務管理などの専門家が事業所への個別訪問などにより、36協定届・就業規則作成ツールや業種別同一労働同一賃金マニュアル等を活用したコンサルティングの実施

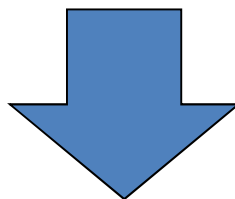
○ 各地域の商工会議所・商工会・中央会・市区町村等への専門家派遣による相談窓口への派遣などの、技術的な相談支援を行う。

中小企業の労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会・中小企業庁への通報制度の強化

- 下請中小企業の長時間労働の背景として親事業者の下請法等違反が疑われる場合に、労働基準監督署から公正取引委員会・中小企業庁へ通報する制度を平成20年より実施。
- 「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」において、この通報制度の強化について、平成30年度中に検討・整備することとされたことを受け、平成30年11月に同制度の運用を強化。

【これまでの問題点】

労働基準法等の違反が認められ、背景に下請法等の違反行為が疑われる場合であっても、下請事業者等が、公正取引委員会・中小企業庁への通報を積極的に希望されないため、通報に至らなかった。



【強化策】

労働基準法等の違反が認められ、背景に下請法等の違反行為が疑われる場合、下請事業者等の通報等の通報の希望如何にかかわらず、その下請事業者等に通報趣旨を丁寧に説明した上で通報する。